「法律研究部サミット」実施報告

理事者付嘱託（政策担当） 渥美 優子（61期）

1　はじめに

2015年3月27日，当会の法律研究部の代表者が集まり，4年ぶりに標題のサミットが開催された。

当会では，5月1日現在16の法律研究部*が，勉強会や執筆等の活発な研究活動を行っていて，会員向けに毎年「法律実務研究」という研究成果を発表する論文集を発刊している。本サミットは，法律研究部同士の横の繋がりを通じて活動の更なる活性化を図るとともに，当会の広報手段を通じて研究成果を会員内外に積極的に発信するべく，その方策の検討を目的としたものである。

2　活動状況と課題

当日は，松田純一副会長（2014年度）の司会進行により，冒頭に栗林勉副会長（2014年度）から開会の挨拶がなされた後，各法律研究部から活動状況と今後の課題が報告された。各法律研究部の活動は，月1回前後の定例勉強会を中心としており，事前に定められたテーマの報告および議論，研究対象分野の裁判例研究，実務家や外部講師による講演など，特色豊かな定例会が活発に開催されていた。その他，書籍の出版，司法修習の講義提供，外部研修の講師派遣，懇親会・旅行など活動内容は多岐にわたっており，法律研究に対する部員の熱意や活動の広がりを感じた。

一方，課題として多くの部から，定期的に参加する部員が固定化し，新規部員，とりわけ若手部員の定着率が低いことがあげられた。いかに法律研究部の魅力をアップさせ，若手会員に定期的，積極的に研究活動に参加してもらうかが今後の課題となろう。

3　意見交換

引き続き，今後の法律研究部の在り方について意見交換がなされた。とりわけ，新規部員の獲得および部員の定着に対する各部の関心は高く，「研究分野が身近で業務に直結しうる，部への参加で様々な情報を得られる，書籍出版に携われるといった点は若手部員にとって魅力的では」「実務に即した研究内容からすれば，新規登録弁護士のみならず登録3〜5年目の会員をターゲットにするのはどうか」「テスト入部制度を設けて気軽に部の雰囲気を味わってもらっては」といった様々な意見が出され，有意義な議論が交わされた。西岡毅広報室嘱託からは，LIBRA，会員ウェブサイト，会員向けメールマガジンといった広報手段によって会員への情報発信が可能との報告があり，松田副会

＊現在活動中の部は，医療過誤法部，会社法部，家族法部，金融取引法部，刑事弁護部，国際取引法部，相続・遺言部，倒産法部，独占禁止法部，不動産法部，弁護士業務部，知的財産権法部，インターネット法律研究部，行政法研究部，自治体等法務研究部，遺言信託研究部の16部。通商法部は休会中。

長から，かかる手段による研究成果の発表・発信を通じて新規部員を獲得し，法律研究部の魅力を伝えていこうとの提言がなされた。

最後に，冨永忠祐副会長（2014年度）・家族法部部長より閉会の挨拶がなされ，終了となった。

4　終わりに

当日は，新たな法律分野の新規研究部立ち上げを企図している会員らもオブザーバーとして参加し感想を述べるなど，充実した内容のサミットとなった。法律研究部は，自主的な活動団体でありながら当会のシンクタンク機能を担う誇るべき存在であることを再認識し，各部の魅力的な活動を横断的に把握できたという点で極めて貴重な機会であった一方，もっと多くの会員に法律研究部の活動を知っていただきたいという思いを強くした。会員の皆様には，是非とも積極的に法律研究部に参加していただきたい。

「女性支援ネットワーク会議」報告

両性の平等に関する委員会委員　中西 俊枝（62期）

両性の平等に関する委員会では，2011年度より年1回，「女性団体との懇談会」と題して，女性支援に携わる都内の行政・民間の相談員と弁護士との交流を続けてきました。2014年度には，名称を「女性支援ネットワーク会議」（以下「ネットワーク会議」）に変え，回数も3回に増やして実施しましたので，以下ご報告いたします。

◎ネットワーク会議の趣旨

当委員会にはDV被害者支援に携わる委員が多くいますが，DV被害者が被害に気づき，逃げ出すことを決意して実行し，身の安全を確保しながら新しい生活を始めるまでのプロセスを全て弁護士が支えることは難しく，行政や民間の相談員による支援が欠かせません。しかしながら，組織間の連携は十分とは言い難く，2014年1月に当委員会が開催したシンポジウム「DV被害者支援に関する現状と課題」でも，より一層の連携・協力が必要不可欠であるとの意見が多く出ました。そこで，当委員会では，行政と民間，相談員と弁護士との連携をより深めることを目的として，2014年度には10月と12月と3月の3回，ネットワーク会議を開催しました。

◎2014年10月1日「ストーカー被害への対策に関して」

最初に委員が「ストーカー規制法の概要及び手続・今後の改正について」をテーマにミニ講義を行い，その後に参加者が4つのグループに分かれ，グループ討議を行いました。グループ討議の題材として事例を用意していましたが，どのグループでも事例を超えて議論が発展し，相談員と弁護士がそれぞれ経験談を話し，悩みを共有しました。また，当日は，警視庁「人身安全関連事案総合対策本部」からもお一人みえていましたので，警察での被害者支援体制についても説明がありました。

この日には，ネットワーク会議に引き続き，公開学習会「ストーカー被害への対策に関して～ストーカー規制法改正をふまえて～」を開催しました。講師にお招きした長谷川京子弁護士（兵庫県弁護士会）のお話は，法律や制度の説明にとどまらず，被害者や支援者の安全確保のためには何が必要か，危険度の評価方法など，豊富な経験に基づく実践的なものであり，帰りの飛行機の時間が迫るまで，参加者は皆聞き入っていました。詳しくは，長谷川弁護士の著書「ストーカー　被害に悩むあなたにできること　リスクと法的

対処」（日本加除出版）をご参照ください。

◎2014年12月5日「DV事案における子どもをめぐる紛争～面会交流を巡って～」

今回のミニ講義は，当会の榊原富士子会員を講師にお招きしました。ところで，面会交流を巡っては，DV被害者の安全確保を使命とする相談員と，面会交流の早期実現を重要視する裁判所との間で見解が対立することも多く，弁護士としても悩ましい問題だと思います。榊原会員からは，離婚の成立後も，子が成人するまで何年間にも亘って面会の支援をされていたという経験談を伺いましたが，その家族が迎えた結末は，非常に考えさせられるものでした。

今回も後半は事例をもとにグループ討議を行いましたが，その中では，相談員から弁護士に対し，裁判所にDV被害者の実情を伝えることをもっと頑張ってほしいという叱咤激励もありました。他方で，弁護士から相談員にも，親権者指定において面会交流の実施状況が判断材料となることなど，裁判所の考え方を伝えることもできました。違う角度から問題を見ている者同士が，平場で話し合うこのような機会は，本当に貴重だと思います。

◎2015年3月5日「裁判所利用のコツ」

最終回は，委員の折井純会員が「ハーグ条約」，野竹夏江会員が「保護命令」に関し，「裁判所利用のコツ」と題するミニ講義を行いました。ネットワーク会議に参加していただいている相談員の中には，長年に亘って支援に携わっている方も多いので，そのような方にとっても有意義な時間になるようにと願い，弁護士でないと分からないだろう「コツ」に焦点を当てた講義でした。

グループ討議では，保護命令に関する事例検討を行いましたが，「被害者が安心感を得られるのでもっと積極的に申し立てた方がいい」という意見もあれば，「半年で終了してしまうのだから苦労してまで申し立てる意味がない」という意見もあり，相談員間や弁護士間でも意見が異なるなど，興味深い討議となりました。準備段階でも，東京は保護命令の件数が少ない（平成25年度の司法統計によれば，新受件数は，東京138件に対し大阪267件）ことが問題視されましたが，支援の現場では，「発令されるかどうかの見通しが持ちづらい」「6カ月では短すぎる」などの理由からあまり積極的に利用されていないことが，改めて伝わってきました。

ネットワーク会議後には，サンドイッチとお菓子をつまみながらの懇親会を行いました。参加者の自己紹介が一通り終わる頃にはかなりの時間が経過しており，予定していた二次会が不要になるほどの盛況となりました。相談員からは，同じ相談員であっても，縦割り行政の問題や行政と民間の違いなどから交流を持つ機会は少ないので，今後も支援者ネットワークを続けてほしいという嬉しいお言葉を聞くことができました。

◎より強固な連携構築を目指して

昨年度のネットワーク会議では，延べ70人強の相談員にご参加いただき，アンケート結果も，概ね好評をいただくことができました。より良いDV被害者支援のためには，相談員と弁護士が，互いの知識や経験を分かち合いながら協同することが不可欠ですので，今年度も，充実した支援者ネットワークを開催することができるよう，準備を進めていきたいと思います。

「裁判所利用のコツ」（2015年3月5日）